2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第９回「Ⅲ．基本的人権：経済的自由権　②私的自治」

2018.06.14.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→所有権は景観権によって制約されるか、法→憲法 29 条、13 条、国立マンション事件最判、諸説→所有権、景観利益を認めるが大きな利益侵害のみ成立、景観権

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①良好な景観恵沢の利益は法律上保護に値する。

②その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規則に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる。

2.今回講義：基本的人権　経済的自由権(所有権絶対、私的自治)

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①最高裁は、入学日より前に学生が在学契約を解除した場合、入学金を大学が返還すべきか否かについて、いかなる理由で、どのように判断しているか。

②最高裁は、入学日より前に学生が在学契約を解除した場合、不返還特約のあることと関係で、授業料を大学が返還すべきか否かについて、いかなる理由で、どのように判断しているか。

＊講義テーマ：学納金不返還特約の拘束力を全面的に承認してよいのか。

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：入園料返還［資料：朝日新聞 2016 年 4 月 2 日付］

2)最高裁判決の事例：学納金返還［資料：朝日新聞 2006 年 11 月 28 日付］

２．契約

1)契約とは何か

2)契約の成立：意思表示の合致　cf.「意思の合致」ではない

3)契約の効果：法律効果の発生

4)法規制は、基本的には法規定は「任意規定」(91 条)

極端な場合のみ「強行規定」として法律が介入する

e.g.意思が不完全な場合→心裡留保（93 条）、虚偽表示（94 条）、錯誤（95 条）：無効

詐欺・強迫（96 条）：取消

公序良俗違反（90 条）

5)任意規定が原則である理由：契約自由→私的自治

6)私的自治：近代私法の三大原則：権利平等、所有権絶対、私的自治→現代の自由主義社会を形成

7)その弊害：現実には、両当事者間に力の差

8)現代法：法律による介入によって、平等を回復する　　e.g.労働関係への法律、消費者保護

３．消費者契約法

1)立法趣旨（1 条）：事業者と消費者の力の格差→消費者保護(2000 年成立、2001 年 4 月 1 日施行)

2)主要規定

1.不適切な勧誘による誤認・困惑による意思表示(4 条)：取消

2.事業者の責任免除条項、消費者の過大な損害賠償額予定条項、消費者利益侵害条項：無効

４．学納金不返還特約の有効性

1))諸見解：

	A 説	B 説	C 説
根拠	公序良俗	消費者契約法	契約自由
入学金	返還(無効)	不返還(有効)	不返還(有効)
授業料	返還(無効)	2001 年以降返還(無効)	不返還(有効)
(理由)	不入学	不受講	契約
(批判)	不当利得	不受講で退学は?	力の差

2)最高裁判決

[自己点検]

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

[課題提出者数]

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/21	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26
保育(71)	71	70	69	69	70	69	68	67							
子供(67)	65	65	66	66	62	60	63	62							

[次回講義への Reading Assignment]

西村裕一「条例の広範性」憲法判例百選Ⅰ［第 6 版］(2013 年)189 頁